

事務連絡
平成30年1月19日

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」
を踏まえた具体的な留意事項等について

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定。別紙参照）が取りまとめられたことを踏まえ、配置基準等を満たさなくなった保育所等に対する指導監督の流れ等について具体的な留意事項等を下記のとおりお示ししますので、内容を十分御了知の上、貴管内の市区町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

保育所等に対する指導監査については、法令上年1回の実施が義務づけられているところであり、従来、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日付け児発第471号厚生省児童家庭局長通知。以下「指導監査通知」という。）及び「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について」（平成27年12月24日付け雇児発1224第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき実施されているところである。

これについて、指導監査の実施率が芳しくない自治体が見受けられることや、待機児童解消に向けた受け皿拡充と質の確保・向上が「車の両輪」であることを踏まえ、以下の点に留意の上、改めて適切な指導監査の実施に努めること。

(1) 指導監査通知の5の(1)のウにおいて、「実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的な実施方法を併用して差し支えないこと。また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと」としているが、厚生労働省では、平成29年度予算において、睡眠中、食事中、水遊び中などの重大事故が発生しやすい場面での指導を行う巡回支援指導員の配置に係る事業を計上しており、保育園等における保育の質の確保及び保育事故の防止のため、この巡回支援指導員と指導監督部門との十分な連携を図ることも、ここでいう「指導監査の能率的な実施方法」や「弾力的な指導監査」に該当することから、本事業の活用等により、適切な指導監査の実施につなげること。

(2) 指導監査通知の8の(1)において、問題を有する保育所等を対象に必要なに応じて特定の事項について実施することとされている特別指導監査について、「保育所において死亡事故等の重大事故が発生した場合又は児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合等は、必要に応じて事前に通知せずに特別指導監査を実施することが適切である」旨示しているが、こうした事前通知なしの指導監査を行うことが適切である場合として、例えば、具体的には以下のような事例が考えられること。

- ・保育所において死亡事故が発生した旨の報告があったが、死亡に至った経過や状況が不明確であり、正確に実態を把握するために事前通知なしの指導監査が必要な場合
- ・利用者等の通報・苦情・相談等により虐待のおそれが明らかになり、事実確認のため、隠蔽等の危険を避けた形で職員への聞き取り等を行うことが必要な場合
- ・不正な会計経理や書類の改ざん等が行われている疑いがあり、証拠となる帳簿や書類について改変・破棄の猶予を与えることなく提出を求めることが必要な場合
- ・児童に対する不適切な処遇が行われた疑いで改善勧告を行った保育所から改善計画書の提出があり、当該計画書に従った改善が実際に行われているかどうかについて、実地に赴いて確認する必要がある場合

(3) 指導監査通知の11の(4)のウにおいて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)に基づき、都道府県等の条例により定められた基準(以下「設備運営基準」という。)を下回っている場合等であって「指導監査において繰り返し是正措置を採るよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては、必要に応じて法令等に基づく処分を行うこと」を示している(ここでいう「法

令等に基づく処分」は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく以下①～④の処分である）。

- ①（設備運営基準に達しないとき）改善勧告
- ②（改善勧告に従わず、かつ児童福祉に有害と認められるとき）改善命令
- ③（設備運営基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときに、都道府県児童福祉審議会の意見を聴いた上で）事業停止命令
- ④（設備運営基準等に違反したとき）認可取消し

したがって、保育所等に勤務する保育士について、産前・産後休業や育児休業を取る者が相次いだ等の理由で、やむをえず一時的に設備運営基準を下回っているような場合については、累次の指導監査や必要に応じた代替職員の派遣措置等を通じ、事態の改善の余地があるか見極めること。なお、代替職員の派遣を行う際は、派遣先の保育所等との間で覚書を取り交わす等の方法で、代替職員の施設における役割や責任の所在を明確化しておくことが望ましい。

また、実際に上記①～④の処分を行う場合、以下の点に留意すること。

- ・虐待等のおそれがあるなど至急の対応が必要な場合を除き、改善勧告から改善命令、改善命令から事業停止命令、事業停止命令から認可取消しと、徐々に重い処分を実施していくことが想定されるが、その間、処分を行った保育所等に対するきめ細かい指導監督・意見聴取等を通じて事態の詳細な把握に取り組むこと。
- ・当該保育所等に通所する子どもについて、健全な育成の場が奪われることがないよう、特に事業停止命令や認可取消しが想定されるような場合については、当該子どもの保護者に対して、早い段階から、説明会の実施や、転園先となりうる保育所・事業停止命令や認可取消しの予定日時等を提示するなど、手厚い支援を行うよう努めること。

平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針（平成 29 年 12 月 26 日閣議決定）（抄）

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(3) 児童福祉法（昭 22 法 164）

- (i) 保育所における保育士の配置基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭 23 厚生省令 63）33 条）に係る子どもの年齢の基準日を年度途中に変更し、保育士の配置基準が変わる場合の影響等については、児童の発達や環境への順応といった観点も踏まえながら、平成 30 年度中に地方公共団体・保育所等に調査を行い、その結果に基づき必要な対応を検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知するとともに、保育士・保育所支援センターへの支援等を通じて、地方公共団体の保育士確保の取組を支援する。